

令和4年第6回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 招集告示年月日 令和4年8月24日
 2. 開会場所 辰野町議事堂
 3. 開会年月日 令和4年8月30日 午前10時00分
 4. 議員総数 13名
 5. 出席議員数 13名
- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉澤光雄 | 2番 | 松澤千代子 |
| 3番 | 山寺はる美 | 5番 | 矢ヶ崎紀男 |
| 6番 | 津谷彰 | 7番 | 池田睦雄 |
| 8番 | 樋口博美 | 9番 | 舟橋秀仁 |
| 10番 | 小澤睦美 | 11番 | 小林テル子 |
| 12番 | 古村幹夫 | 13番 | 向山光 |
| 14番 | 岩田清 | | |

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 令和3年度辰野町一般会計決算
- 日程第4 議案第2号 令和3年度辰野町上水道事業会計決算
- 日程第5 議案第3号 令和3年度辰野町下水道事業会計決算
- 日程第6 議案第4号 令和3年度辰野町国民健康保険特別会計決算
- 日程第7 議案第5号 令和3年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算
- 日程第8 議案第6号 令和3年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
- 日程第9 議案第7号 令和3年度町立辰野病院事業会計決算
- 日程第10 議案第8号 令和3年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算
- 日程第11 議案第9号 令和3年度辰野町介護保険特別会計決算
- 日程第12 議案第10号 辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第13 議案第11号 令和4年度辰野町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第12号 令和4年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）

- 日程第 15 議案第 13 号 令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 14 号 令和 4 年度北沢東地区排水管布設工事請負契約の変更に
ついて
- 日程第 17 議案第 15 号 辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 18 議案第 16 号 辰野町農業委員会委員の任命について
- 日程第 19 議案第 17 号 辰野町教育委員会委員の任命について
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 3 年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処
分について
- 日程第 21 報告第 1 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 3
年度財政指標等の報告について

日程第 22 請願・陳情等について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	中 村 文 昭
総務課長	加 藤 恒 男	まちづくり政策課長	三 浦 秀 治
住民税務課長	菅 沼 由 紀	保健福祉課長	竹 村 智 博
産業振興課長	赤 羽 裕 治	事業者緊急支援担当課長	岡 田 圭 助
建設水道課長	宮 原 利 明	会計管理者	上 島 淑 恵
こども課長	小 澤 靖 一	生涯学習課長	福 島 永
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 原 高 広
議会事務局庶務係専門員 中 谷 智 美

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 10 番 小 澤 睦 美
議席 第 11 番 小 林 テル子

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回辰野町議会9月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います。文書報告としお手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて議事に入りますが、マスクの着用につきましてウィズコロナの観点及びですね聞き取りの易さ、記録などの点を配慮しまして発言者はマスクを外して行ってください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第6回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

皆さんおはようございます。本日ここに第6回辰野町議会9月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には、時節柄大変お忙しいところにご出席を賜り感謝を申し上げます。さて、収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の第7波が続く中、県は8月24日業務がひっ迫する医療提供体制の負荷を下げ、救える命を救うことができない事態を避けるため、9月4日までの12日間を期間とする「BA.5対策強化宣言」が全県に出されました。私自身も8月3日、医療機関における検査で新型コロナウイルス感染症の陽性が確認され、10日間の自宅療養となり皆様にご心配をおかけいたしました。幸いにも前夜からの発熱も翌4日には平熱に戻り、その後は順調に回復し8月13日から万全な体調で公務に復帰することができましたので、この場をお借りし御礼申し上げます。自宅療養中、オンライン等で職員と連絡を取りながら必要な対応をまいりました。行動が大きく制限される大変さ、ウイルスの感染力の強さを痛感したところでもあります。4回目のワクチン接種も終えておりましたおかげで、症状も比較的軽く済んだのかなとも考えております。以前から感染防止策の徹底と慎重な行動に努めてまいりましたので、発症日以前の状況を振り返っても、どんな経路で感染したのか明らかにすることはできませんでした。連日発表される新規陽性者の大半が、軽症者や無症状者とのことでもありますので、いつ、どこで感染してもおかしくないという意識をもって、改めて感染防止策と慎重な行動を徹底してまいりたいと思っております。県の方針に従い社会経済活動との両立のため、強い行動制限を求めることはいたしません。住民の皆様におかれましては会食や旅行をされる際、感染リスクの高い行動を控えていただき、高齢者や基礎疾患のある方等重症化する恐れのある方と、その同居のご家族におかれましては感染しやすい場面、場所を避け、最大限慎重な行動をとっていただくなど、一層の対策の徹底にご協力いただきたいと

思います。感染拡大が続く状況と併せて、住民の皆様の大きな不安は物価高騰による家計等への影響ではないでしょうか。ロシアによるウクライナ侵攻から半年経過し、戦争終結の糸口が見えない中で、総務省が発表した7月の消費者物価指数は去年の同じ月を2.4%上回り、11箇月連続で上昇しました。消費税率引き上げの影響があった2014年12月以来7年7箇月ぶりの上昇率で、4箇月連続で政府、日銀が目標としてきた2%を超える高水準が続いています。各家庭の暮らしや地域経済等に及ぼす影響が懸念されるところでありますが、今後の推移をしっかりと分析し、必要な支援、地域経済の下支えについて全力を尽くしてまいる所存ですので、議員各位のご協力をお願いいたします。さて、決算議会といわれます今定例会にご提案申し上げます議案は、令和3年度一般会計決算をはじめ、議案第9号まで各特別会計決算の認定をお願いするものであります。一般会計の決算総額は、歳入で107億7,548万8,000円、歳出で101億3,655万3,000円となり繰越明許費を除く実質収支額は、4億3,819万2,000円の黒字決算となりました。また、特別会計・企業会計については、辰野病院事業会計を含め全て黒字決算となりました。厳しい財政状況ではありますが、健全財政を堅持しております。そのほか、条例の一部改正1件、令和4年度一般会計補正予算など補正予算3件、工事請負契約の変更1件、人事案件3件、決算関連議案1件の合わせて18議案であります。また、報告事項といたしまして令和3年度財政指標等の報告1件があります。なお、最終日に工事の請負契約についての議案1件を、追加議案として提案させていただきますのでよろしくお願いいたします。提案時、それぞれご説明申し上げますので、原案承認、可決、同意くださいますようお願い申し上げます、第6回定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席10番、小澤睦美議員、議席11番、小林テル子議員を指名いたします。日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、舟橋秀仁議員。

○議会運営委員長（舟橋）

皆さんおはようございます。去る8月24日議会運営委員会を開催し、令和4年第6回辰野町議会9月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、そ

の結果についてご報告いたします。8月24日辰野町告示第20号によって、辰野町長より9月定例会を8月30日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、9月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(会期日程案 朗読)

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から9月16日までの18日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、令和3年度辰野町一般会計決算から、日程第11、議案第9号、令和3年度辰野町介護保険特別会計決算及び日程第20、議案第18号、令和3年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、以上10件を一括議題といたします。なお、議案第18号については議事進行上、決算審査と連携しておりますので一括議題といたします。提案者より各会計決算についての報告を求めます。

○町長

議案第1号、令和3年度辰野町一般会計決算から、議案第9号、令和3年度辰野町介護保険特別会計決算まで並びに議案第18号、令和3年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての提案説明を一括申し上げます。一般会計及び各特別会計の決算は、地方自治法の定めるところにより、歳入歳出予算の執行の実績に基づき、会計管理者がこれを調整することになっています。今議会では、令和3年度の歳入歳出予算に対しての決算の状況を明らかにし、予算の執行の適否を審査していただくことにより執行機関の事務の構成を確保するものであります。決算及び付属書類に

については、監査委員の意見を付して議会へ提出し、認定を受けるものでありますので、原案認定いただき、また辰野町下水道事業会計における未処分利益剰余金の処分について原案可決くださいますようお願い申し上げます。なお、決算の概要につきましては会計管理者に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○会計管理者

令和3年度一般会計及び特別会計の決算を提案するにあたり、その概要についてご説明申し上げます。令和3年度は厳しい財政状況の中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う各種支援事業や予防対策事業、また8月大雨災害復旧事業等を行い歳入は前年度比マイナス8.5%、歳出はマイナス10.3%となりました。コロナ禍に加えロシアによるウクライナへの軍事進攻を背景とする、世界的な物価高騰が生活や経済に大きな影響を及ぼしている中、予算の執行には有利な交付金事業による財源の効率的・効果的な活用を図り、経費節減に努めてまいりました。それでは、事前に配布してございます令和3年度、辰野町一般会計・特別会計決算説明に沿って、ご説明いたします。令和3年度一般会計決算、総額は歳入107億7,548万8,000円、歳出101億3,655万3,000円となり、繰越明許費2億74万3,000円を含む翌年度繰越額は6億3,893万5,000円となりました。次に、基金の運用状況でございます。財政調整基金などを中心に令和3年度中に利息を含め3億4,337万6,000円を積み立て、1,433万5,000円の取り崩しを行い、年度末残高は、土地開発基金を含む基金総額34億2,846万5,000円となりました。歳入について主なものを申し上げます。町税は総額23億2,624万3,000円で、前年度に比べ1億1,577万3,000円、4.7%の減となりました。内訳につきましては、現年課税分で前年度に比べ軽自動車税、町たばこ税、入湯税で若干の増となりましたが、個人町民税については新型コロナウイルス感染症の影響で、2年度の所得が減少傾向となったことから3年度の課税額自体が減少したこと、また固定資産税については評価替えの年であったことや、コロナ関連の減税措置があったこと等により大幅な減となりました。この固定資産税に係るコロナ関連の減収分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として中小企業償却資産軽減分等の補填103件分の交付金を受けております。現年滞納繰越分と合わせての徴収率は98.2%で、前年度に比べ0.3%の増となりました。2ページをお願いいたします。令和2年度から交付開始となった法人事業税交付金は3,663万8,000円で、交付初年度に比べ1,957万6,000円114.7%の増となりました。地方消費税交付

金は4億8,288万1,000円で前年度に比べ3,548万4,000円の増となりました。地方特例交付金は6,094万4,000円で、前年度に比べ4,175万4,000円217.6%の増となりました。住宅ローン控除等に対する減収補填特例交付金、また先ほど申しあげました固定資産税減収分の補填、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございます。地方交付税は総額33億7,053万8,000円となり、前年度に比べ4億7,738万5,000円の増となりました。国庫支出金は総額16億4,506万3,000円となり、前年度に比べ15億3,075万5,000円の減となりました。子育て世帯等臨時特別支援事業事業費補助金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金等の増はございましたが、前年度の大幅な増収の要因であった特別定額給付金19億円、また地方創生臨時交付金等の減によるものでございます。県支出金は総額4億7,707万3,000円となり、前年度に比べ1,794万4,000円の減となりました。特別警報Ⅱ発出市町村等事業者支援交付金、災害復旧費県補助金の増はございましたが、地域支えあいプラスワン消費促進事業補助金、長野県地域医療介護総合確保基金事業補助金、国勢調査委託金の減によるものでございます。寄付金は総額1億1,416万3,000円となり前年度に比べ1,840万7,000円の増となりました。ふるさと辰野寄付金が主なものでございます。野菜・果物・米・マツタケなど返礼品目数を、121種類から263種類に増やしたことが増加の要因となりました。3ページをお願いいたします。町債は総額8億6,530万円となり前年度に比べ1億7,018万5,000円の増となりました。緊急防災・減災事業債、公共事業等債、地方道路等整備事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、学校教育施設等整備事業債、災害復旧事業債、臨時財政対策債等でございます。次に、歳出について主なものを申し上げます。議会費は総額8,205万8,000円の決算となりました。議員報酬及び職員人件費等議会運営に要する経費でございます。総務費は、総額13億7,982万1,000円の決算となりました。庁舎管理費は庁舎エレベーター設置工事基本設計業務委託料が主なものでございます。企画費は、ふるさと辰野寄付金謝礼、湯にいくセンター指定管理料、地域活性化センター指定管理料、たつのパークホテル指定管理料、たつのパークホテル厨房機器更新工事費が主なものでございます。移住定住促進事務は、移住体験施設の経費、移住定住推進業務委託料、定住促進空き家改修費等補助金16件、空き家等解体事業補助金12件が主なものでございます。4ページをお願いいたします。防災事業費は、防災行政無線保守点検委託料、ほたるドーム裏に設置いた

しました避難所防災倉庫設置工事費が主なものでございます。地方創生臨時交付金事業費は、小中学校トイレ全 108 箇所の清掃業務委託料、議場及び図書館空調設備設置工事費、羽北保育園トイレ改修工事費、庁舎 Wi-Fi 設置工事費、ガンバル町内商店応援事業負担金としてほたるマイカードポイント3倍事業、指定管理者事業継続支援金、ガンバル飲食店等応援金 66 件、ようこそ辰野へ宿泊助成金 5,357 人、原油価格上昇対策支援金 38 件が主なものでございます。女性・若者活躍推進事業費は出産祝金 89 件、結婚新生活支援事業補助金 4 件、若者チャレンジ応援補助金 3 件の申請がございました。戸籍住民基本台帳費は、地方公共団体情報システム機構委託料等マイナンバーカード交付に関する費用及びコンビニ交付証明書交付センターへの負担金が主なものでございます。選挙費は参議院長野県選出議員補欠選挙、辰野町長選挙及び辰野町議会議員補欠選挙、小野財産区議会議員一般選挙、衆議院議員総選挙に要した費用でございます。5 ページをお願いいたします。民生費は、総額 27 億 8,586 万 9,000 円の決算となりました。福祉・医療など社会保障関係の経費のほか社会福祉総務費は、地域活動支援センター等指定管理料、福祉タクシー扶助費、灯油購入券助成金、保健福祉センターの施設維持管理費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金 1,389 世帯、子育て世帯への臨時特別支援事業先行給付金及び追加給付金、それぞれ 2,506 人、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の補助金 179 世帯等が主なものでございます。災害応急対策費は、昨年の 8 月大雨災害の災害ボランティアセンター運営費負担金と、岡谷市で被災された方への弔慰金でございます。1 年という歳月が流れましたが、改めて犠牲になられた町民 3 名の方のご冥福をお祈り申し上げます。保育園運営費は、中央保育園屋根塗装工事ほか遊具の改修、町内保育園の改修工事を行いました。衛生費は、総額 10 億 6,262 万 3,000 円の決算となりました。健康寿命延伸の取り組みを行う中で、各種健診等の経費のほか予防費においては新型コロナワクチン接種体制確保事業として、ワクチン接種に係る人件費、予約システムや運營業務委託料、接種会場までの移動支援委託料、また接種会場での受付カード発行機等の備品購入費が主なものでございます。6 ページをお願いいたします。塵芥処理費は、通常の可燃物等、収集処理委託料に加え、災害廃棄物等処理委託料や集積場整地工事費が主なものでございます。農林水産業費は、総額 3 億 3,029 万円の決算となりました。農業振興費は、負担金として食の革命プロジェクト運営協議会へ、補助金として町有害鳥獣駆除対策協議会、ソバ・大豆刈取費用、今年度の新規事業農作業機械購入補助については 7 件

の申請がございました。また、経営所得安定対策推進事業、農業次世代人材投資事業に対する交付金が主なものでございます。地域農業基盤確立農業構造改善事業費は、ふる里農村公園指定管理料、施設の修繕費や改修工事費が主なものでございます。中山間地域等直接支払事業費は、事業を実施する9地区へ、また、多面的機能支払交付金事業費は、13地区へ交付金を支給いたしました。林業費は、有害鳥獣捕獲報奨金613頭分、松枯損木処理委託料が主なものでございます。林業振興費は、森林経営管理制度向上委託料、松枯損木被害調査委託料、森林環境譲与税基金積立金が主なものでございます。松くい虫対応については枯損木38本の検体のうち2本が陽性であり処理を行いました。7ページをお願いいたします。商工費は、総額6億8,200万8,000円の決算となりました。商工事業費は、辰野町プレミアム付商品券事業、商工業誘致及び振興補助金、商業地域空き店舗等対策事業補助金、商工会補助金、地域商業機能複合化推進事業補助金、サテライトオフィス等開設・進出支援事業補助金、辰野町商工業振興資金預託金などコロナに関連して各種補助金や支援金を増額いたしました。観光事業費は、観光施設の維持管理費、サイクルツーリズム推進協議会アドバイザー委託料、ほたる祭り・各種団体等への負担金・補助金が主なものでございます。土木費は、総額10億3,192万3,000円の決算となりました。土木管理費の土木総務費は、辰野町道路網・路線計画策定支援業務委託料、住宅リフォーム補助金57件、定住促進奨励金29件等が主なものでございます。県道下諏訪辰野線関連事業は、県の行う平出交差点北側から平出橋までの歩道等拡幅工事に関連し、隣接土地の宅地造成工事費が主なものでございます。用地対策費は、北沢東工場適地誘致事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書作成業務委託料及び排水管布設工事設計業務委託料が主なものでございます。町単、道路新設改良費及び道路舗装費は区からの要望に対し、町道1216号線宮所の拡幅改良工事費ほか15路線の改良工事費、町道7号線新町の舗装工事費ほか11路線の舗装工事費が主なものでございます。社会資本整備総合交付金事業費は、町道1076号線宮木下町の請負工事費ほか1路線の工事費や、町道14号線上島の請負工事費ほか1路線の工事費が主なものでございます。8ページをお願いいたします。都市計画費の都市計画総務費は、公園施設長寿命化対策事業荒神山体育館の請負工事費が主なものでございます。消防費は、総額2億6,456万3,000円の決算となりました。非常備消防費では、消防用軽トラック2台の購入費が主なものでございます。教育費は、総額15億7,022万1,000円の決算となりました。教育委員会費は、町内

小中学校図書館システム導入・保守委託料、学校情報システムリース料、辰野東小学校給水管布設替工事費、辰野南小学校防犯カメラ設置工事費、幼稚園の預かり事業補助金が主なものでございます。学校施設環境改善交付金事業は、辰野南小学校長寿命化改修工事費や辰野中学校天井材落下防止工事費が主なものでございます。小学校費、中学校費は、管理運営に関する経費のほか、デジタル教科書の購入やコロナ感染症予防対策としてのトイレ清掃業務委託料等教育環境及び安心安全な環境の整備を図りました。社会教育費の公民館費は、生涯学習と子育て支援の一環として行う、各種教室・講座の費用、また平出越道集会所建物解体撤去工事費が主なものでございます。図書館費は図書館システム更新委託料など図書館の維持管理経費及び新刊図書等購入費が主なもので、コロナ禍の自粛生活に対応し、本やDVDの貸し出し数を2倍に、また貸出日数を延長するなど利用者の利便性を図りました。9ページをお願いいたします。美術館特別展事業費は郷土作家展及び棋士肖像画展や民間との共催展覧会に要した費用でございます。文化財保護費は小野シダレグリ自生地国天然記念物指定100周年記念事業として「小野シダレグリシンポジウム」をオンラインにて開催いたしました。町民会館管理運営費は、大会議室照明設備改修工事、Wi-Fi設備設置工事を行いました。スポーツ公園管理費は、たつの未来館指定管理料、町民体育館受変電設備更新工事費が主なものでございます。災害復旧費は、総額2億1,157万4,000円の決算となりました。令和2年7月豪雨災害、また令和3年8月大雨災害における、農地・農業施設・林道・町道等、災害復旧請負工事費が主なものでございます。公債費は、起債の償還金で元金と利子を合わせ総額7億3,560万3,000円の決算となりました。続きまして令和3年度特別会計決算についてご説明いたします。資料は10ページでございます。上水道事業会計でございます。上水道事業は安全な水道水を安定的に供給するため、老朽化した水道設備、機械、管路の更新及び耐震化を計画的に進めてまいりました。上辰野地区導水管布設替工事等管渠工事、町道工事に伴う排水管布設替工事、老朽施設等の更新工事として中央監視システム更新工事、飯沼浄水場膜モジュール更新工事等を実施し、水道水の安定供給に努めるほか、水道料金システムと連携性の高いスマートフォン検針システムを導入することにより、検針業務の効率化を図りました。収益的収支については、消費税抜きの金額で収入総額4億2,743万6,000円、支出総額3億8,639万3,000円、収支差引4,104万3,000円の黒字決算となりました。下水道事業会計でございます。下水道事業は、生活基盤インフラとして

安定した下水処理推進のため、施設の長寿命化事業を計画的に進めてまいりました。管渠整備事業では、辰野町水循環・資源循環のみち 2015 及び辰野町公共下水道事業計画に基づき、農業集落排水統合事業として農業集落排水処理施設（沢底地区・辰野北部地区）の接続工事を行いました。また、下水道ストックマネジメント計画に基づき公共下水道区域の管路施設点検調査、辰野水処理センターの改築実施設計、辰野中継ポンプ場・平出中継ポンプ場の耐震診断を行いました。収益的収支については、収入総額 9 億 1,225 万 4,000 円、支出総額 8 億 3,819 万 5,000 円、収支差引 7,405 万 9,000 円の黒字決算となりました。国民健康保険特別会計でございます。持続可能な医療保険制度を構築するため、県と町は共同保険者として国民健康保険の運営を行っております。新型コロナウイルス感染症対策として国保税の減免を行ったほか、傷病手当金や町独自の施策として事業主傷病見舞金制度を実施いたしました。国庫支出金では、災害等臨時特例補助金として、新型コロナウイルス感染症による国保税減免額に対する補助金が交付されました。県支出金では普通交付金が保険給付費の減少に伴い減額となり、国保支払準備基金から 2,360 万円の繰入れを行いました。診療所特別会計でございます。診療所は第一診療所と川島診療所があり、町内開業医との委託契約によりそれぞれ週 1 回午後のみ診療を行っております。患者数の増加は見込めず運営は厳しい状況となっております。後期高齢者医療特別会計でございます。高齢化の進行により医療費が増大していくなか、安心して医療を受けられるよう制度の安定化が課題となっております。医療費の適正化及び負担の在り方についての周知に努めてまいりました。町立辰野病院事業会計でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが年度当初も続いておりましたが、4 月から始まったワクチン接種の効果もあり、患者数は持ち直してまいりました。ワクチン接種に関しては集団接種会場として平日、休日ともに町と一体となって行ってまいりました。また、今年度は院内に「辰野町居宅介護支援事業所」を立ち上げ、「病院」「訪問介護」「居宅」と医療と介護を結ぶ 3 要素が揃ったことにより、在宅から入院、入院から在宅へと連携が強化されました。健診事業にも力を入れ企業訪問等を行い双方で相談できる関係を作ってまいりました。収益的収支については、収入総額 23 億 164 万円、支出総額 22 億 4,938 万 5,000 円、収支差引 5,225 万 5,000 円の黒字決算となりました。一般会計からの繰入金は、4 億 5,000 万円で前年度より 1,700 万円の減額となりました。地域情報告知システム特別会計でございます。地域情報告知システムは、運用を開始して 10 年が

経過いたしました。システムの安定運用を継続しつつ、情報伝達の環境変化にも注視し、後継システム導入について研究を重ねてまいります。介護保険特別会計でございます。介護保険サービスは、訪問介護などの在宅サービス及び介護老人福祉施設などに入所して受ける施設サービスを合わせ、27,566件の利用がありました。また、要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業を中心に、地域支援総合事業を継続実施いたしました。歳出総額のうち、保険給付費は前年度に比べ0.2%増、ほぼ横ばいの19億1,491万4,000円でした。一般介護予防事業は、コロナ禍で中止せざるを得ない状況が続きましたが、フレイル予防等について、ほたるチャンネル等を活用し啓発してまいりました。以上、一般会計と5つの特別会計、3つの企業会計、合わせて9会計について決算の概要を説明させていただきました。令和3年度に計画いたしました数々の事業を、概ね完成することができました。これもひとえに、町議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力の賜物と心から敬意と感謝を申し上げます。内容ご審議のうえ、認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

続いて、中村代表監査委員から決算審査意見の報告と説明を求めます。

○代表監査委員（中村）

こんにちは。決算審査の結果について、ご報告いたします。お手元の審査意見書に沿って主な点を報告いたします。一般会計及び特別会計決算審査意見書1ページをお開ください。令和4年7月27日から8月4日にかけて、役場会議室において令和3年度一般会計及び特別会計、並びに地方自治法施行令第166条第2項に定める書類について、関係担当者から説明を受け、例月出納検査及び定期監査の結果をも照合して併せて検討を加えました。また、8月4日午前には、財政健全化法による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、矢ヶ崎紀男監査委員と共に審査いたしました。その結果、審査に付された一般会計、特別会計の書類、その他関係帳簿計数に誤りがないものと認めました。また、各基金の設置の目的に沿って適正に運用されたものと認めましたので、まず、ご報告を申し上げ続きまして意見の概要を申し上げます。2ページ表1をご覧ください。令和3年度一般会計及び特別会計の総決算額は、一番下の合計欄ですが歳入総額150億4,686万8,000円、歳出総額143億2,729万5,000円、前年対比で歳入が6.1%、歳出が7.6%

の減額となりました。実質は5億1,883万円のプラスであり、これは人口2万人の当町に照らして妥当な決算規模であると考えます。うち一般会計決算は、歳入総額107億7,548万8,000円、歳出総額101億3,655万3,000円、実質収支額は、4億3,819万2,000円の黒字決算であります。また、特別会計は国民健康保険特別会計ほか4会計で、歳入総額42億7,137万9,000円、歳出総額41億9,074万1,000円、実質収支は8,063万8,000円の黒字決算であります。各会計とも適正な処理がされており、全体として順当な決算であることを認めます。次に、3ページの表の2をご覧ください。一般会計の歳入状況ですが、歳入の柱である町税は、対前年比4.7%、1億1,577万3,000円の減額となりました。地方交付税が増額となりましたが、国庫支出金が約15億円を超える減額となり、全体では昨年より9億9,996万7,000円、8.5%の減収となりました。次に、5ページ表4、町税決算表をお願いします。町税の内訳です。町税全体の収入決算額は、23億2,624万3,000円で、軽自動車税、たばこ税、入湯税以外は減額となりました。続いて、6ページ表5、町税等の収入・収入未済額表をご覧ください。町税の現年度課税分の収入済額は、23億1,096万2,000円となりました。収納率は、99.5%で、前年より0.2%上回り徴収体制は良好であると評価いたします。また、町税全体の収入未済額は、4,032万4,000円で、対前年比719万3,000円の減となっております。金額は年々改善されています。また、不納欠損額は、334万3,000円となっております。法令等に基づいて適正に調査と処理が行なわれた結果と思われま。少しでも不納欠損処理に至らぬよう対策を講じ、今後も自主財源の確保と税負担の公平の見地から、引き続き収入未済額の減少に最善の努力をお願いするものであります。7ページ表6をご覧ください。一般会計の歳出です。予算の執行状況ですが、予算額112億9,475万2,000円に対し、支出額101億3,655万3,000円で執行率は89.7%となっております。歳出総額は、事業における効率的、効果的な執行が行われ、前年度10.3%、11億6,132万2,000円下回りました。経費については、職員の意識改革や効率的、効果的な意識が浸透しているものと考えられます。今後とも事業は実態に照らし、その適正規模を十分検討し、最小の経費で最大の効果が上がるよう最大限の努力を要望します。次に、基金の関係です。11ページ、7、8、基金運用状況表を合わせてご覧ください。一般会計の基金であります。合わせて1,433万5,000円の取り崩しがあったものの、18の基金で3億4,482万6,000円の積み立てができ、一般会計の基金残高は、34億2,846万5,000円となり、特別会計を含む基金残高は、39億7,737

万2,000円となりました。設置の目的に沿い、適切な運営がされているものと認めます。今後も将来に向け計画的に積み立てを増強するとともに、運用には十分配慮されることを要望いたします。特に財政調整基金など一般会計の調整に運用可能なものについては、今現在真に必要なか十分に検討され厳格な対応をお願いします。次に、13ページ表12 主要財務指標をご覧ください。一般会計の財政の構造、構成からみた指標です。主要財務指標のうち、経常収支比率は77.3%と前年を3.7ポイント下りました。地方交付税と臨時財政対策債の増が主な原因と考えられます。今後も、なお一層の経常経費の抑制に留意をお願いしたいと思います。ちなみに町村では、70%に収まるのが妥当とされています。財政力指数は0.48で、前年を0.02ポイント下がっています。高いほど財源に余裕があるとされるものです。次に、14ページをお願いします。特別会計であります。計数は冒頭表1で見えていただいたとおりです。それぞれの概要は、14、15ページをご確認ください。経営面ではそれぞれの特別会計が事業目的を達成するために、安易に一般会計の繰入に頼ることのないよう、また、事業の内容、動向も合わせて独立採算の原理に基づく経営を要請するところです。次に、16ページをお願いします。財政健全化判断比率とその基礎となる事項を記載した書類について、8月4日関係の書類を審査しました。暫定値ではありますが、いずれも適正に作成されているものと認めました。17ページ表13、健全化判断比率をご覧ください。健全化判断比率ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字決算となっているため問題ありません。実質公債費比率は7.5%と前年より0.7ポイント減少しましたが、将来を見据えた積極的な財政運営の結果であると思われます。将来負担比率5.6%に減少しました。早期健全化基準が350%ということですので、健全の範囲内と考えられます。各指標の改善を念頭に置きつつも、これまで実施してきた事業効果を検証し、厳しい財政の中でも将来人口を見据えたまちづくりに向け、必要な布石を打っておいていただきたいと思います。続いて、別冊の公営企業会計決算及び経営健全化審査意見書の1ページをお開きください。公営企業会計決算についてであります。7月29日と8月4日役場会議室及び辰野病院において、矢ヶ崎紀男監査委員とともに辰野町上水道事業会計、辰野町下水道事業会計及び町立辰野病院事業会計を審査いたしました。21ページ表20、資金不足比率をご覧ください。1番後ろになります。企業会計、特別会計において財政健全化法による資金不足比率について、その算定と基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか審査しました。いずれも、適

正に作成されているものと認められました。いずれの会計も資金不足はなく該当なしでありました。戻って2、3ページをご覧ください。表1、2になります。上水道事業会計においては収入の主なもののは給水収益であります。給水人口は減少となりました。今期も漏水調査を行い漏水箇所の修理を行っておりますが、有収率は前年度0.2%下回りました。5ページ表5をお願いします。収益は、前年度比0.6%減、費用は0.4%増額となりましたが、4,104万3,000円の純利益が生じ黒字決算となりました。ただし営業収益から営業費用を差し引いた段階での営業損益は4年連続の赤字です。配水給水費などの費用が増えています。6ページ表6、上水道未収金をお願いします。水道使用料の未収金については、現年・過年度ともに減額しました。年々減少傾向にあり改善が見られます。過去から様々な取り組みが功を奏し、周囲の意識が変化しているものと思います。今後も、新たな取り組みに挑戦いただき、公平性の確保と会計への影響がないよう収入確保になお一層心がけていただきたいと思います。上水道事業は、今後とも老朽化した水道設備、機械、管路の更新、耐震化など計画的に取り組んでいかなければならない事業多々あります。これらを積極的に推進できるよう公営企業としての経済性を発揮し、効率的な運営、建設コストの縮減により財源を確保し、安全でおいしい水を安価で供給できるよう、更なる努力を望むものであります。次に、7ページをご覧ください。下水道事業について申し上げます。7、8ページ表7をご覧ください。下水道事業会計においては収入の主なもののは下水道使用料であります。いずれの事業においても水洗化率は高い数字となっており、公共下水道事業、農業集落排水処理施設事業においては昨年を上回りました。11ページ表11をお願いします。収益は前年度比2.9%減額、費用は1.3%減額となりましたが、7,405万9,000円の純利益を生じ黒字決算となりました。ただし営業収益から営業費用を差し引いた段階での営業損益は、昨年に引き続き赤字となっております。12ページ表12、下水道未収金をお願いします。下水道使用料の未収金は現年・過年度ともに増加しました。検証を十分に行い、公平性の確保と会計への影響のないよう対策を講じていただきたいと思います。下水道事業は今後とも生活基盤インフラとして安定した下水処理推進のために、計画的な施設の長寿命化に努めていただきたいと思います。次に13ページをご覧ください。表13、14をお願いします。町立辰野病院事業について申し上げます。令和3年度居宅介護支援事業所を立ち上げ、医療と介護の連携を強化されました。昨年新型コロナウイルス感染症拡大に伴う診療控えにより減少した外来患者数は

持ち直し増加となりました。入院患者数は昨年比 1.4%、408 人の増、外来患者数は前年比 5.2%、3,223 人の増となりました。次に決算の状況です。表 14 をお願いします。収益は前年度比 5%増、費用は 2.5%増額となりましたが、5,225 万 5,000 円の純利益が生じ黒字決算となりました。総収益の中には、町の一般会計などから 4 億 5,000 万円の繰り入れが含まれており、本業の不足分を賄っております。16 ページから表 17 の詳細が収支の内容がありますのでご確認ください。また、17 ページ表 18 には費用の詳細がありますので併せてご確認ください。院長の指揮の下、改革プロジェクトの効果が見え始めています。特に経費削減においては効果が表れています。今後も必要な医療を安定的かつ継続的に提供するため、更なる職員の意識改革を期待しています。次に、18 ページ表 19 をご覧ください。医業未収金については、現年度分は増加、過年度分は減少しました。今後も、早期に対応することや院内の連携、徴収体制の工夫により増やさぬよう努力されることを望みます。新型コロナウイルスワクチン接種において辰野病院が集団接種となったことを受け、多くの町民が来院しました。地域医療の確保のため重要な役割を果たしています。病院運営の今後の方向性をしっかり見据え、同時に院内改革を推し進めて経営基盤の強化を図り、安定的で質の高い医療の提供を要望いたします。以上、令和 3 年度一般会計ほか各会計の決算は、決算書及び諸帳簿、証拠書類について精査し、慎重審査を行いました。収支の計数に誤りもなく証拠書類も整備され、会計経理は正確と認め意見といたします。

○議 長

ここで、各会計の決算について質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総体的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本決算議案につきましては、会議規則第 37 条の規定により各常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、決算関係議案、議案第 1 号から議案第 9 号及び議案第 18 号、以上 10 議案はお配りしてあります各常任委員会関係議案付託一覧表のとおり

り、各常任委員会に付託することに決しました。日程第 12、議案第 10 号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 10 号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。育児休業の取得要件の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等、妊娠・出産・育児と仕事の両立支援のための措置として、令和 4 年 10 月 1 日に施行が予定されております、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に準じ、条例で定める関係条文の改正を行うものであります。新旧対照表 1 ページをご覧ください。先ほど申し上げました地方公務員の育児休業等に関する法律の第 2 条、育児休業の承認について規定したものでございますが、そこに「職員は任命権者の承認を受けて当該職員の子を養育するため子が 3 歳に達する日、非常勤職員にあっては 1 歳から 1 歳 6 箇月までの間で条例で定める日、当該子の養育の事情に考慮して特に必要と認められる場合として、条例で定める場合は 2 歳に達する日まで育児休業をすることができる」と定められているところであります。条例の第 2 条はこの国の法律に合わせまして整備するものでありまして、非常勤職員が育児休業をしようとする場合の任期に係る要件を国に合わせて改正をするものであります。2 ページをお開きください。第 2 条の 3 については原則であります 1 歳から 1 歳 6 箇月の対象期間の上限について、3 ページから 4 ページにかけての第 2 条の 4 につきましては、特に事情のある場合の 1 歳 6 箇月から 2 歳の育児休業の対象期間の上限について定めるものであります。これに合わせて改正前 3 ページの第 2 条の 4、人事院規則で定める産後 8 週、57 日の規定について、改正後は 5 ページの第 3 条の 2 とするものであります。4 ページをお開きください。4 ページの改正前、第 3 条第 1 項第 4 号は育児休業の再取得、5 ページの第 8 条第 1 項第 6 号は、育児短時間勤務の再取得にかかる規定であります。改正前はそれぞれ当初の育児休業請求の際に提出がなければ、原則再取得が認められなかった「育児休業等計画書」の提出を不要とする緩和措置であります。その他、上違法に合わせて条文の整備を行っております。施行日は令和 4 年 10 月 1 日といたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうえ、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第10号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。日程第13、議案第11号、令和4年度辰野町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

令和4年度辰野町一般会計補正予算(第6号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は中央道高速バス利用者等駐車場用地購入費、看板商品創出事業、過年度における林道施設災害復旧事業の追加等であります。補正総額は6,482万6,000円の追加で、予算総額は97億9,996万9,000円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと歳入につきましては分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金及び諸収入の増額であります。歳出につきましては総務費で中央道高速バス利用者等駐車場用地購入費、防災無線室及び消防庁舎3階会議室の空調工事、庁舎1階北面廊下天井改修工事、マイナンバーカードの健康保険証利用によるマイナポイント付与の周知に係る費用、空き家等解体事業補助金、町の特産品の創出を目的に薬膳料理体験や、マツタケ山モニターツアーの商品開発等を行う看板商品創出事業、地方創生臨時交付金事業で抗原検査キットの購入等の追加、地域おこし協力隊の報奨と活動負担金の予算組替であります。民生費で身寄りのない独居高齢者の成年後見人申立手数料、南箕輪老人ホーム運営費負担金、介護保険特別会計への繰出金である事務費負担金等の追加です。農林水産業費で今年度から補助内容が強化された農業次世代人材投資事業交付金、森林環境譲与税を活用した風倒木等の撤去、県産材ベンチの設置、林道等補修工事等の追加と森林環境譲与税基金積立金の減であります。商工費では観光事業で蛇石キャンプ場施設の修繕料の追加です。教育費で教職員住宅の給排水設備等の修繕料の追加と文教施設整備基金積立金の減、学

童クラブ保育料負担金過年度分収入による財源組換であります。災害復旧費で令和3年度災害における林道今村線、富士山線、西部線等の復旧にかかる町単独分の土質試験委託料、重機等借上料、復旧工事費等の追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第14、議案第12号、令和4年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第12号、令和4年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を説明申し上げます。今回の補正予算ですが、上水道事業会計で七蔵寺水源の兎洞水源導水管布設工事などの増工、簡易水道事業会計で小横川穴倉沢配水池制御盤改造工事を追加するものでございます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出です。総額の変更はございません。資本的収入及び支出です。不足する額2億2,753万6,000円を不足する額2億4,133万6,000円に改めるものでございます。4ページをご覧ください。収益的収入及び支出では、上水道事業費用の支出18委託料の50万円、21修繕料の130万円、27工事請負費の320万円を増額し、24路面復旧費の50万円、30負担金の30万円、46固定資産除却費の420万円を減額するものでございます。資本的収入及び支出では、上水道事業資本的支出の27工事請負費1,120万円、44機械及び装置の購入費60万円を追加しました。簡易水道事業の資本的支出の27工事請負費200万円を追加しました。以上、提案理由を申し上げました。ご審議のうえ、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第12号、令和4年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。日程第 15、議案第 13 号、令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 13 号、令和 4 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 7,605 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 22 億 9,174 万 4,000 円とするものでございます。内容につきまして 6 ページをご覧ください。歳入のうち、一般会計繰入金は歳出の一般管理費の増額に伴い、町が負担すべき金額を財源負担割合に応じて調整するものでございます。7 ページの繰越金は、前年度繰越金の確定により 7,567 万円増額するものでございます。8 ページをご覧ください。歳出のうち総務管理費は介護報酬改定に伴う介護事業所台帳管理システム改修業務委託料 8 万 8,000 円、国保連合会の情報連携に利用する伝送通信用パソコンの購入にあたり 30 万円を増額するものでございます。9 ページの諸支出金は令和 3 年度の介護給付費等の清算に伴い、過年度分として、国・県社会保険診療報酬支払基金に 2,473 万 7,000 円を返還するものでございます。10 ページの予備費は 5,093 万 3,000 円増額するものでございます。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 16、議案第 14 号、令和 4 年度北沢東地区排水管布設工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 14 号、令和 4 年度北沢東地区排水管布設工事請負契約の変更について変更内容を申し上げます。令和 4 年 6 月 15 日に締結しました令和 4 年度北沢東地区排水管布設工事請負契約について変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。契約金額について、1 億 1,220 万円を 2,945 万 8,000 円増額し、1 億 4,165 万 8,000 円に変更するものです。契約の目的、契約の方法及び契約の相手方については変更あ

りません。以上変更内容を申し上げました。工事内容につきましては、事業者緊急支援担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○事業者緊急支援担当課長

それでは変更の工事内容を申し上げます。排水管布設につきましてはボックスカルバートを施工いたします。この施工の内容も上流部そして下流部の規格及び延長が変更増となりました。上流部そして下流部の延長合わせて内容を申し上げます。600ミリ×600ミリのボックスカルバートが8メートル、800ミリ×800ミリのボックスカルバート14メートル、同じく1100ミリ×1000ミリのカルバートが34メートル、そして1500ミリのカルバートの規格の物が19メートルそれぞれ延長増工となります。ほかマンホールが1基追加となりました。主な変更内容については以上です。以上よろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第14号、令和4年度北沢東地区排水管布設工事請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。日程第17、議案第15号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第15号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について提案理由を説明申し上げます。固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格、評価額に関する不服について審査するため、地方税法に基づき設置された第三者機関であります。令和元年度から同委員を務めていただいていた川村和康委員の任期が本年度の満了となりましたが、川村氏は略歴書にあるとおり、司法書士・土地家

屋調査士として固定資産の評価について精通されており、委員として適任であることから改めて選任したく提案するものであります。任期は令和4年10月1日から3年間です。ご審議の上、原案同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第15号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり同意することに決しました。日程第18、議案第16号、辰野町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

議案第16号、辰野町農業委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。現在の辰野町農業委員会委員のうち1名の方が辞任され、1名が欠員状態であることから新たな委員の任命であります。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定並びに辰野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の選任に関する規定第6条により、町長が任命する委員を同法同条の定めるところによって議会の同意を求めるものであります。委員につきましては、表に示すとおり1名の方をお願いするものであり、赤羽秀介氏でございます。赤羽氏につきましては地区からの推薦にて決定し、人格、農業に関する理解があり、委員に最適者であると認められます。なお略歴については別添のとおりです。なお任期につきましては前任者の残任期間となります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、委員の任命についてご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長

質疑、討論を行いたいと思います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 16 号、辰野町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 16 号は原案のとおり同意することに決しました。日程第 19、議案第 17 号、辰野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 17 号、辰野町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。本議案は、任期満了により新たに教育委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。令和 4 年 9 月 30 日をもって根橋久人教育委員の任期が満了します。根橋委員は任命以来 10 年の長きにわたり教育委員として、また任期中の平成 29 年 10 月からは教育長職務代理者として教育行政に心血を注いでいただき、心より御礼申し上げます。今回新たに飯澤隆氏を適任者と認め、任命しようとするものであります。飯澤隆氏におかれましては、小学校の教頭、校長を歴任、活躍されこの間上伊那教育会の要職も務められるなど、学校教育、社会教育等に幅広く豊かな見識があり、教育委員として適任と考えます。飯澤隆氏の任命について、ご審議のうえ原案同意くださいますようよろしくお願いいたします。なお、飯澤隆氏の実家は川島区内にあり、ご両親は健在。田畑の管理や耕地等の作業、仕事等の折は実家に出向いてそれぞれ対応されていると聞いております。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第 17 号、辰野町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 17 号は、原案のとおり同意することに決しました。日程第 21、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告第 1 号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 3 年度財政指標等の報告について、報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第 1 号、令和 3 年度の財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により報告いたします。表に示しました数値は暫定値であります。確定は 11 月ですが県の指導は終わっておりますので、概ねこの数値となる見込みです。まず初めに、実質赤字比率でございます。一般会計等といわれている会計が対象で辰野町では、一般会計及び地域情報告知システム特別会計になります。赤字が発生した場合その額が標準財政規模に対してどのぐらいの割合かを示したものでございます。当町の標準財政規模は、左下にあるとおり 62 億 2,437 万 9,000 円でございます。標準財政規模とは、地方自治体が標準的な行政運営時に、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものです。この実質赤字比率につきましては、黒字であるためハイフン表示で該当なしでございます。続いて、次の欄の連結実質赤字比率でございますが、こちらは全ての会計が対象となります。やはり赤字が発生した場合の、標準財政規模に対する割合でございます。こちら黒字となっておりますので、同様の表示となっております。次の欄の実質公債費比率でございますが、地方自治体の標準財政規模に対して一般会計等が負担する地方債における元利償還金及び公営企業債の償還に対する繰出金などの準元利償還金が、どの程度の割合となっているかを示した比率であります。これは、3 箇年の平均ですが 7.5% となりまして、昨年度に比べ 0.7% 改善しております。減少要因につきましては、普通交付税、臨時財政対策債の発行可能額の増などにより、標準財政規模が 2 億 4,199 万 7,000 円の増によるものと、公営企業債の償還に対する繰出金が 1 億 1,042 万 7,000 円の減少をしたこと、また令和 3 年度単年度数値が 6.3% と比べ、比率の大きかった平成 30 年度の単年度数値 8.4% が、3 箇年平均の算出から外れたため改善となったものでございます。今後も将来を見据えた起債の有効活用を図ってまいります。次の欄

の将来負担比率でございますが、一般会計等が将来負担すべき地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額及び企業会計等他会計の実質的な負債額の標準財政規模に対する割合でございます。この比率は5.6%となりまして、昨年度に比べ8.1%改善しております。減少要因につきましては、実質公債費比率の減少要因同様普通交付税の増などによる標準財政規模の増、財政調整基金、減災基金等の充当可能基金の積み立てによる増、また公営企業債の償還に対する繰出金の減によるものとなります。なお、令和2年度の繰越事業等の借り入れも多額であったことから、令和3年度発行額は8億6,530万円となり地方債現在高は75億4,836万6,000円となりました。中段の表、上の行は、この法律に規定されます早期健全化基準であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、これらの基準は、各市町村の標準財政規模により異なります。実質公債費比率、将来負担比率は、政令市を除き全市町村同じ数値です。この基準以上の場合、財政健全化計画を策定しなければなりません。下の行、財政再生基準はこの基準以上である場合、財政再生計画を定めなければならないとされている基準です。いずれの基準につきましても、辰野町は基準値を下回っておりますので、財政指標からは健全財政を維持しているといえます。続きまして、裏面の2ページをご覧ください。こちらは、令和3年度公営企業会計における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、報告させていただきます。こちらも暫定値でございます。資金不足比率は、資金不足額が出た場合、その額が事業規模に対してどのぐらいの割合かを示したものでございます。事業の規模とは、簡単にいえば営業収益であります。一番左の欄の及び次の欄ですが、辰野町の法適用企業会計は、上水道事業会計と下水道事業会計と町立辰野病院事業会計の3会計でございます。次の欄の資金不足額・剰余額については剰余額でございます、上水道事業会計は5億2,837万8,000円、下水道事業会計では2億9,933万2,000円、町立辰野病院事業会計では7,665万3,000円となりました。右から2番目の欄、資金不足比率はハイフン表示で該当なしとなっております。以上が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき令和3年度決算等から算定した数値でございます。以上、財政指標等の報告とさせていただきます。

○議長

ただ今、まちづくり政策課長より報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第 22、請願・陳情等についてを議題といたします。請願・陳情等については、あらかじめ文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議長

以上、陳情 1 件につきましては、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、文書表のとおり総務産業常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1. 散会の時期

8 月 30 日 午前 11 時 35 分 散会